

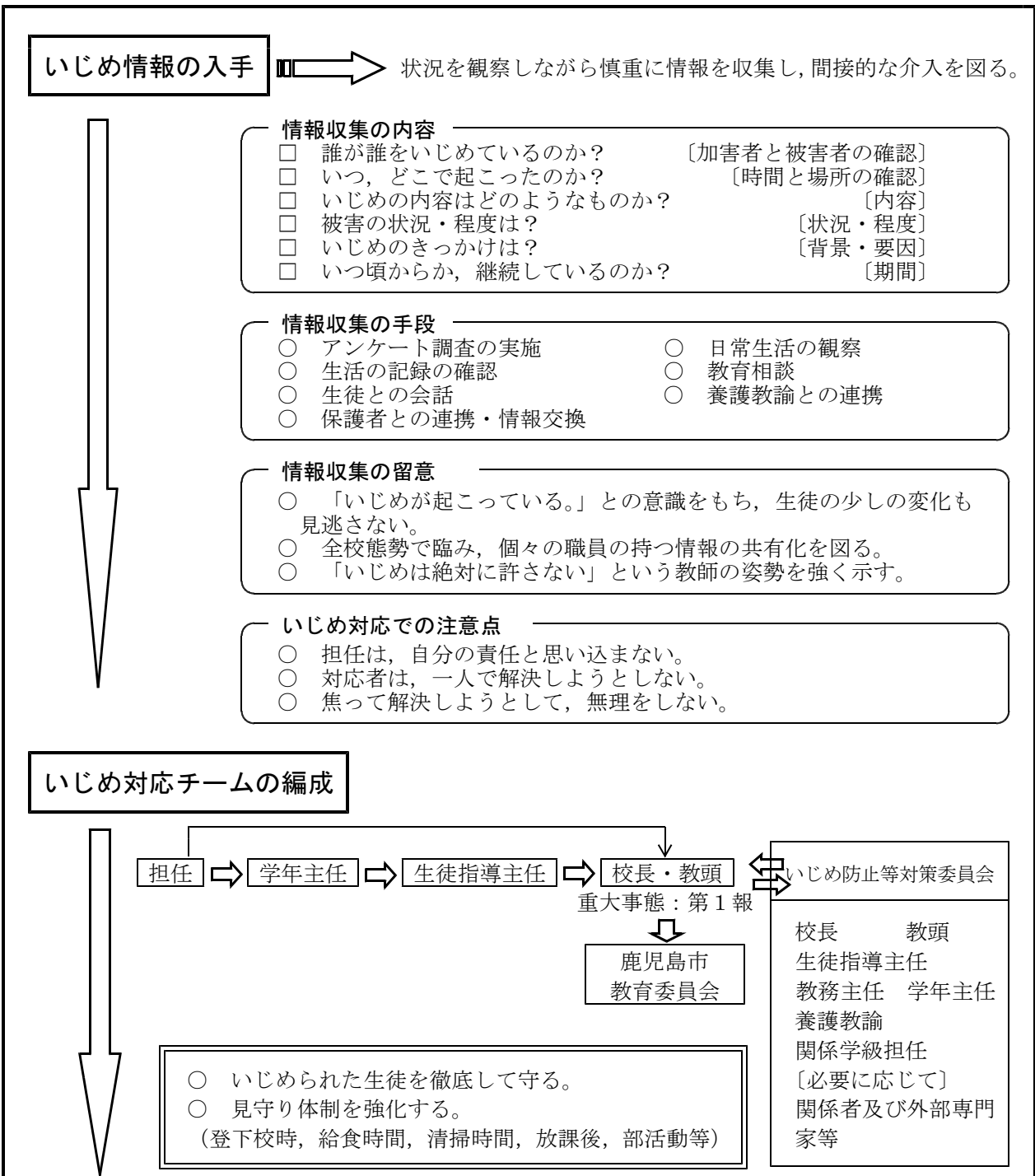
いじめ発生時の基本的な対応の流れ

基本的な考え方

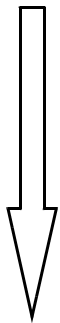
いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して、担任と学年主任等二人以上の職員で事情を聴き取り、確認を行い、生徒指導主任及び管理職への報告を行う。

生徒指導主任は管理職の指示を受け、いじめ防止等対策委員会を開催し、指導方針や指導方法を明確にする。さらに、委員会で具体的な指導方法や指導内容等について共通理解を図り、適切且つ組織的に指導が行われるよう確認を行う。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談を適宜行うとともに、事案に応じて、関係機関との連携を緊密に図るようにする。



対応方針の決定・役割分担



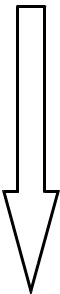
対応方針会議での協議内容

- 緊急度の確認〔命に関わる可能性の有無〕
- 詳細な調査の必要性〔調査の方向性と調査方法の検討〕
- 具体的な指導・支援の方針の検討〔役割分担, 支援チームの構成〕
- 情報収集, 状況確認及び指導の際の留意点の確認
- 保護者対応の確認
- 関係機関との連携の確認

対応方針
について

市教委へ
の相談

【教頭】



役割分担

【担任・学年職員】 ・ いじめられた生徒への聴き取りと支援
・ いじめた生徒への聴き取りと指導

【学年主任・学年生徒指導係】 ・ 生徒指導主任, 校長・教頭への報告
・ 保護者への対応

【生徒指導主任】 ・ 関係機関との対応

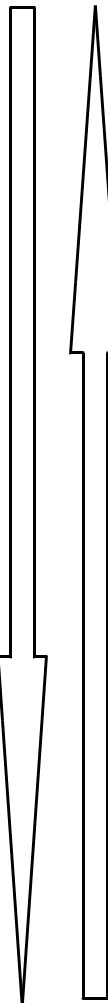
【全職員】 ・ 周囲の生徒及び全生徒への指導

【教頭】 ・ 教育委員会へ, 対応方針についての連絡・相談

指示

指示

正確な実態把握・支援・指導・保護者連携



生徒

- いじめられた生徒, いじめた生徒, 周囲にいた者から個別に聴き取りを行う。
- いじめの状況, いじめのきっかけ等をじっくり聴き, 事実に基づく指導を行えるようにする。
- 聴き取りは, 被害者→周囲にいた者→加害者の順に行う。
- 聴き取った情報に整合性があるか, 複数の職員で確認しながら聴き取りを進める。
- 聴き取り後は, 担任(学年職員)が保護者に直接説明する。

保護者

- 直接会って, 具体的な対応策を話す
- 協力を要請し, 今後の学校との連携について確認をする。

具体的な対応の仕方

いじめられた生徒への基本的な関わり方

- ① 生徒の安全の確保に配慮し, 安心させることで生徒との信頼関係を築く。
- ② 生徒の話を傾聴し, 思いを受け止め, 共感的理解に努める。
- ③ 具体的な支援については, 本人の意志を尊重し, 意向を確認しながら進める。

上記のポイントを押さえながら, いじめられた生徒の心のケアを心がけていく。

いじめられた生徒への対応

- ① いじめられた生徒を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに, 秘密を守ることを約束し, 安心感をもたせる。
- ② つらさ, 悔しさ等を温かく受け止め, 本人の意志を確認しながら, 今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず, 大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど, 自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう, 学級に集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや

活躍の場づくりを支援する。

- ⑥ 仲直りや謝罪で問題が解決したとは考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめられた生徒と個別面談をする際の留意点

- ① 秘密が守られる環境を用意する。
- ② 焦らず、せかさず、共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ 職員は味方であるという関係でスタートする。必要な指導は、心のケアの次の段階で行う。

いじめた生徒への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた生徒の心の痛み気付かせながら、いじめた気持ちや状況等を受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化、潜在化したりすることがないように注意深く継続的に指導していく。

いじめた生徒への対応

- ① いじめられた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周囲の生徒からの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析し、指導にあたる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分に理解し、学校生活に目標をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた生徒の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等について把握しておく。
- ⑦ 状況によっては、警察への協力を要請したり、出席停止措置の実施を検討したりする。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

いじめた生徒と個別面談をする際の留意点

- ① “開き直り”に対処する。
暴力行為について「遊んでいた」や「ふざけていた」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫く。
- ② 「被害者にも非がある」と認めない。
「確かに、いじめられた生徒にも非があるよね」のような発言をしない。いじめた生徒が、自分に都合の良い方向に解釈するようなことを言わない。
- ③ “いじめ”という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、自分の都合の良いように取り繕う生徒もいる。
“いじめ”という言葉を使わずに、具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。

いじめられた生徒の保護者への対応

- ① いじめを認知した日に、家庭訪問等で保護者と面談を行い、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者の不安な気持ちやつらい気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として、子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 緊急避難としての欠席や転校措置等の申出に対して弾力的に対応する。

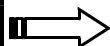
いじめた生徒の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた生徒や保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 生徒のより良い成長を図るため、今後の関わり方等について一緒に考え、具体的な助言を継続して行う。

周囲にいた生徒への対応

- ① いじめられた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることであり、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係の在り方等について指導を行う。
- ④ いじめを訴えることは、チクリ（告げ口）ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応



状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

チームによる対応

- 学校生活での意図的な観察及び助言
(該当生徒と周囲の生徒の状況)
【学級担任、学年職員、養護教諭】
- 学級担任への支援・サポート
(情報交換、学級づくりの支援)
【管理職、生徒指導主任、学年主任、学年職員】
- 保護者との連携
【管理職、学年主任、学級担任】
- 関係機関との連携
【管理職、生徒指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理相談員】
- 教育委員会への報告、相談
【管理職】

重大事態に係る対応について

1 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味〈「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)〉

生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合(法第28条第1項第1号に係る事態) <ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が自殺を企図した場合・ 身体に重大な障害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神症の疾患を発症した場合
相当の期間学校欠席することを余儀なくされている場合(法第28条第1項第2号に係る事態) 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態への緊急対応

○ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

○ 全校体制による緊急対応

「いじめ防止等対策委員会」において、緊急対応策をあらかじめ策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携を図りながら全校体制で対応する。

- ・ 事故の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・職員の心のケア
- ・ P T A・警察などとの連携 等

○ 市教育委員会との連携

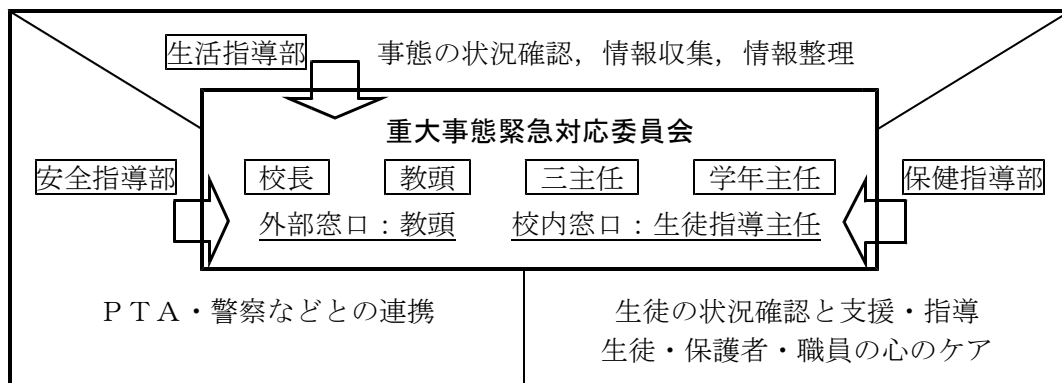
- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会へ報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察との連携についての要請

2 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

(1) 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ（いつ頃から） ・ どこで ・ 誰が ・ 何を、どのように（態様）
- ・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題等）

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた生徒等の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

- いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

- いじめられた生徒及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告するように努める。

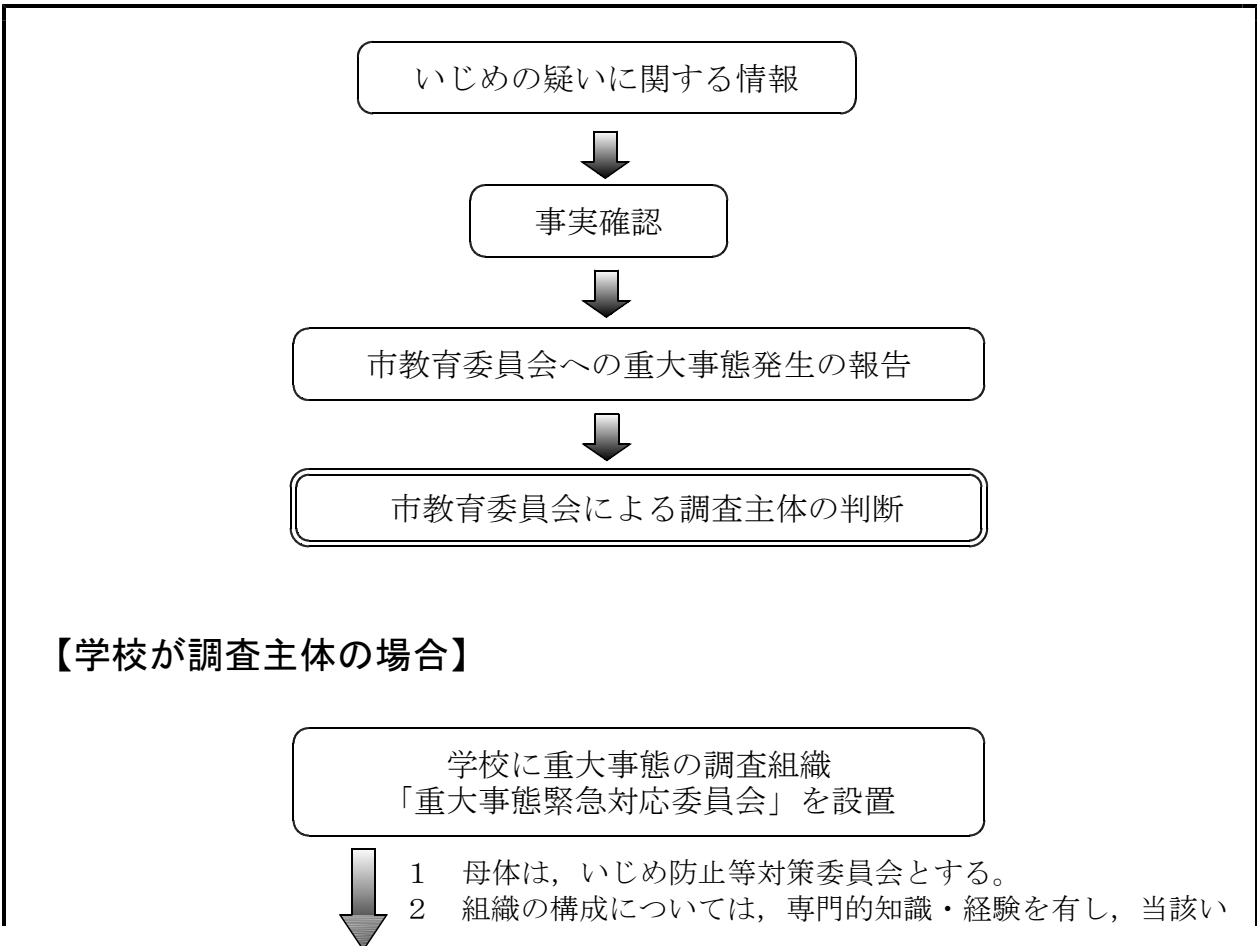
ウ 調査対象の生徒及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

- プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を一本化して、市教育委員会と連携を図りながら対応する。

【対応のフロー図】





じめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

チームに分かれて
事実関係を明確にするための調査の実施



- 1 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 2 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供



- 1 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- 2 調査に当たって実施するアンケートは、事前に、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

調査結果の市教育委員会への報告



調査結果を踏まえた必要な措置

- 1 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- 2 再発防止に向けた取組の検証を行う。